

愛媛県渇水対策庁内連絡会議

次 第

日時:令和5年 11 月 16 日(木)10 時～11 時

場所:本館4階 ドーム会議室

1 開会

2 会長(河川港湾局長)あいさつ

3 議事

○気象状況

○渇水状況

○今後の渇水対応

4 閉会

2023年9月以降の少雨について

2023年11月16日
松山地方気象台

9月以降の少雨および今後の降雨予想について

天気概況

9月 例年より太平洋高気圧の勢力が強く、高気圧に覆われることが多く晴れる日が多くなり降水量が少なくなった。

10月 9月下旬は太平洋高気圧が強く気温も高かったが、一転、10月上旬には気温は平年並みとなり、季節進行が早く、秋雨前線等の影響を受けなかった。また、台風の影響も受けなかった。

このため、高気圧に覆われる日が多く、降水量が少なくなった。

11月 6日と10日に低気圧や前線の影響で県内全域で雨となった。高知県境の山間部では概ね平年並みの降水量となっているが、沿岸では平年の5割に満たないところもある。

(11月は10日までの概況)

今後の予想

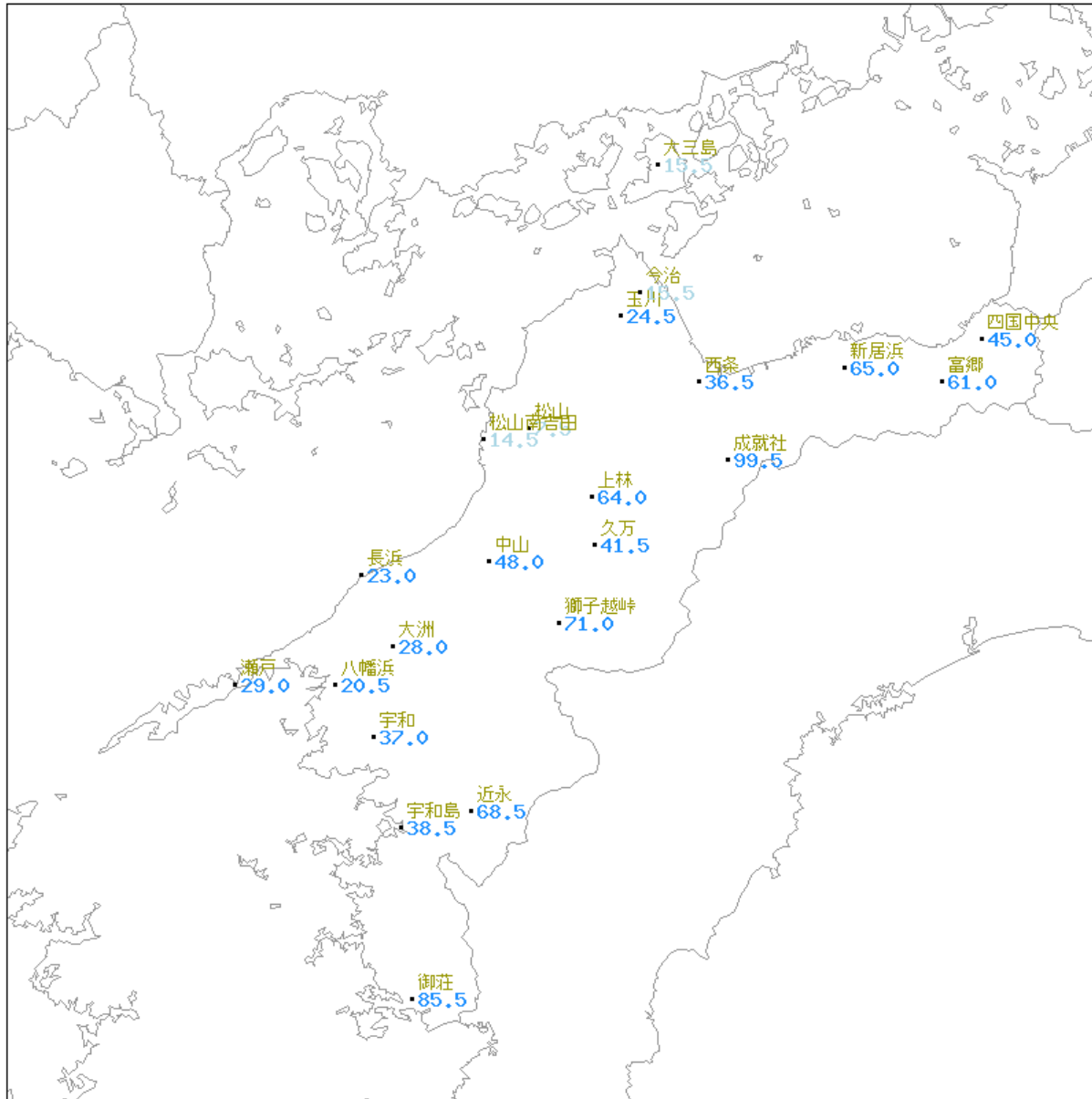
最新の1か月予報では、四国地方の降水量は平年並みか少ないとなっており、少雨となる可能性がある。

これから、冬期となり、降水量の平年値は少なく、平年並みの降水量となっても、これまでの少雨を解消するのは難しい。

(松山の月降水量平年値：11月70.5ミリ、12月29.0ミリ、1月38.0ミリ)

2023年9月の降水量

アメダス月別値 2023年9月 降水量(mm)

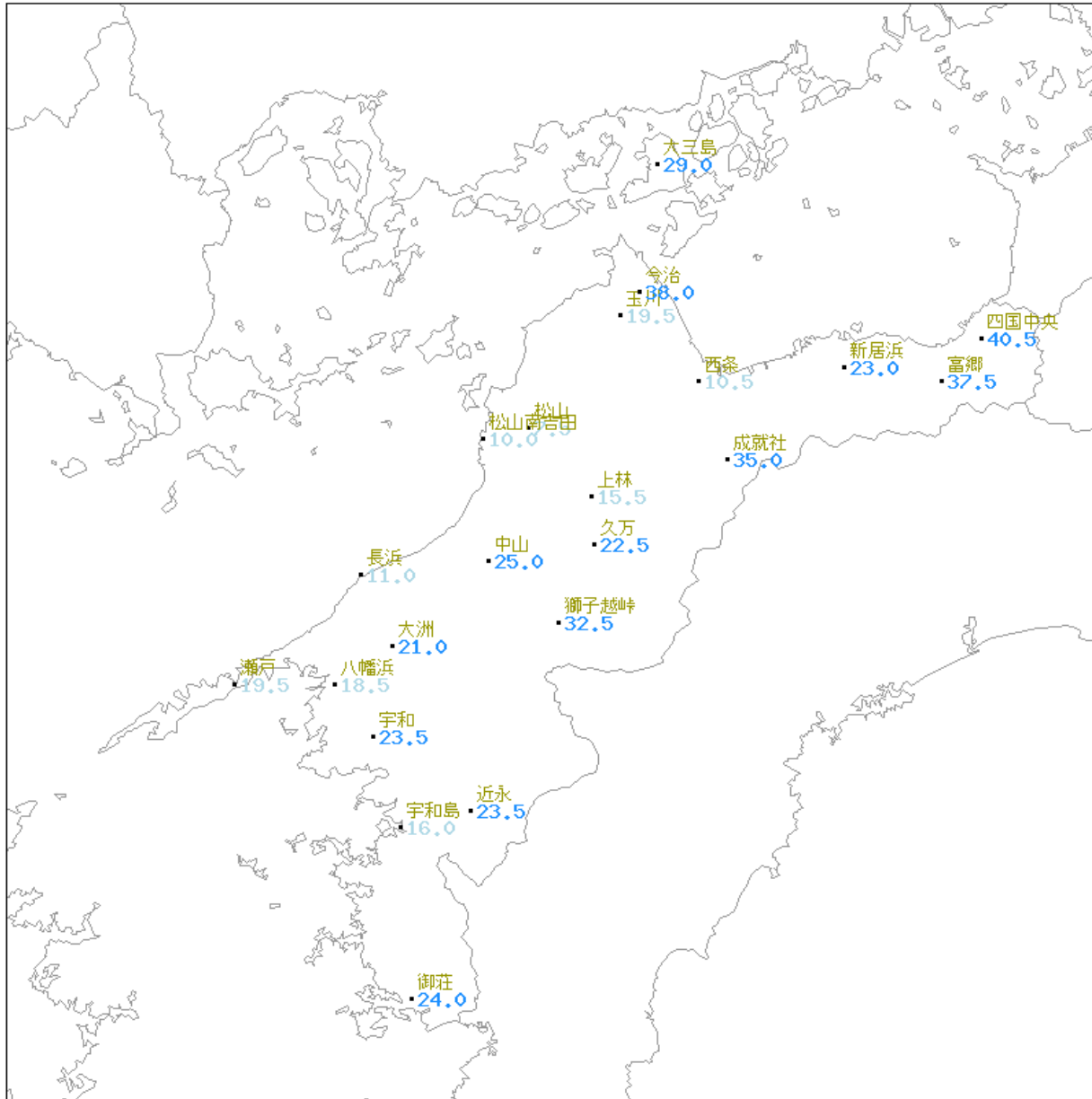


地点名	実況値	平年値	平年比(%)
大三島	15.5	133.4	12
玉川	24.5	215.4	11
今治	15.5	165.2	9
西条	36.5	230.1	16
新居浜	65.0	//	//
四国中央	45.0	232.5	19
富郷	61.0	371.5	16
松山	7.5	148.9	5
松山南吉田	14.5	151.7	10
上林	64.0	226.4	28
成就社	99.5	426.6	23
長浜	23.0	147.0	16
中山	48.0	182.8	26
久万	41.5	246.8	17
大洲	28.0	175.6	16
獅子越峠	71.0	287.3	25
瀬戸	29.0	193.9	15
八幡浜	20.5	178.5	11
宇和	37.0	197.8	19
宇和島	38.5	215.9	18
近永	68.5	294.5	23
御荘	85.5	228.2	37

赤線の地点は月降水量の少ないほうからの観測史上1位を更新（新居浜除く）

2023年10月の降水量

アメダス月別値 2023年10月 降水量(mm)

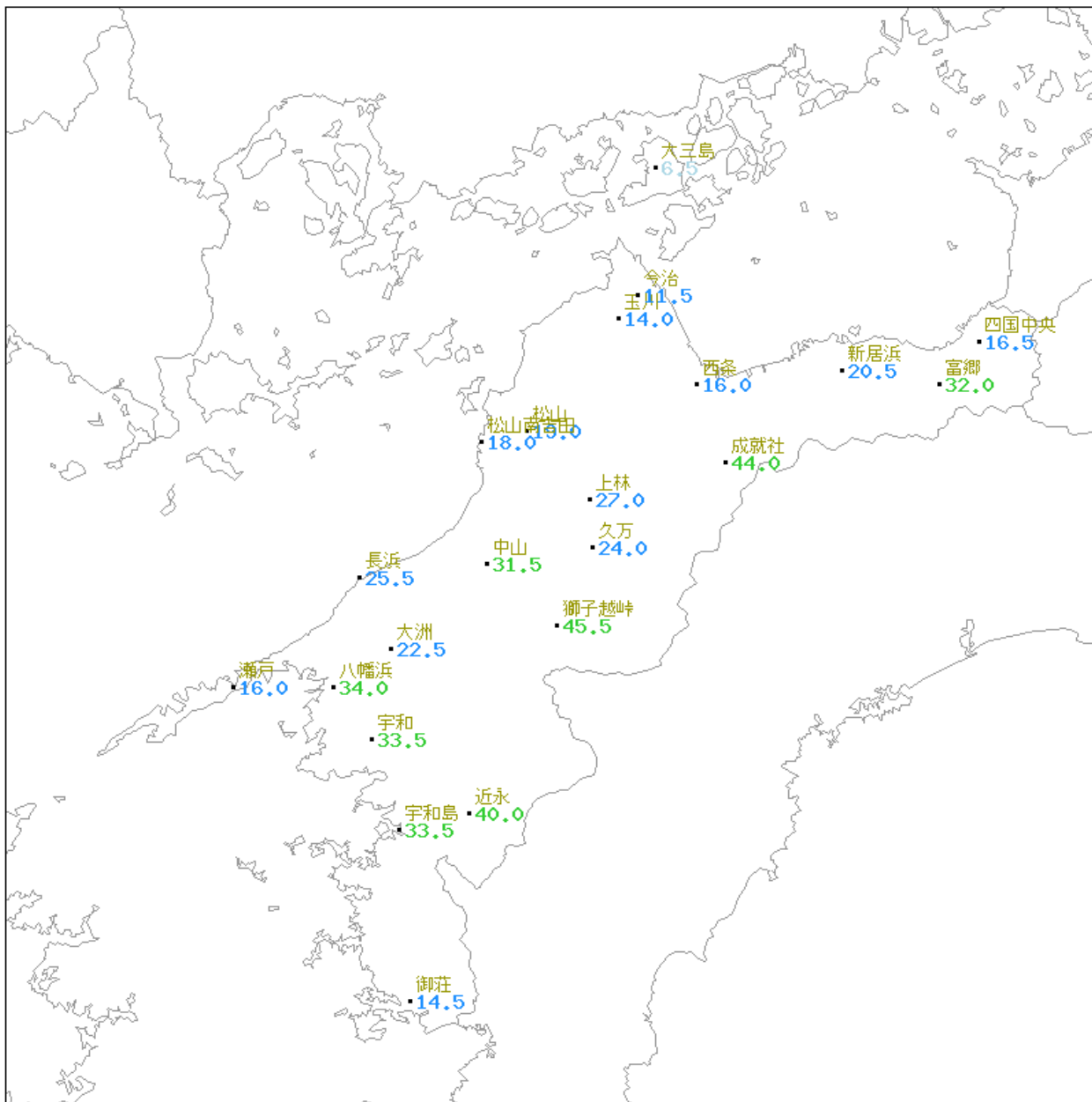


地点名	実況値	平年値	平年比(%)
大三島	29.0	96.3	30
玉川	19.5	155.8	13
今治	38.0	122.2	31
西条	10.5	151.9	7
新居浜	23.0	//	//
四国中央	40.5	142.5	28
富郷	37.5	181.9	21
松山	7.5	113.0	7
松山南吉田	10.0	108.5	9
上林	15.5	135.4	11
成就社	35.0	220.3	16
長浜	11.0	97.6	11
中山	25.0	125.4	20
久万	22.5	134.6	17
大洲	21.0	124.0	17
獅子越峠	32.5	161.6	20
瀬戸	19.5	138.6	14
八幡浜	18.5	115.1	16
宇和	23.5	125.0	19
宇和島	16.0	129.8	12
近永	23.5	153.5	15
御荘	24.0	148.2	16

赤線の地点は月降水量の少ないほうからの観測史上1位を更新（新居浜除く）

2023年11月上旬（1日～10日）の降水量

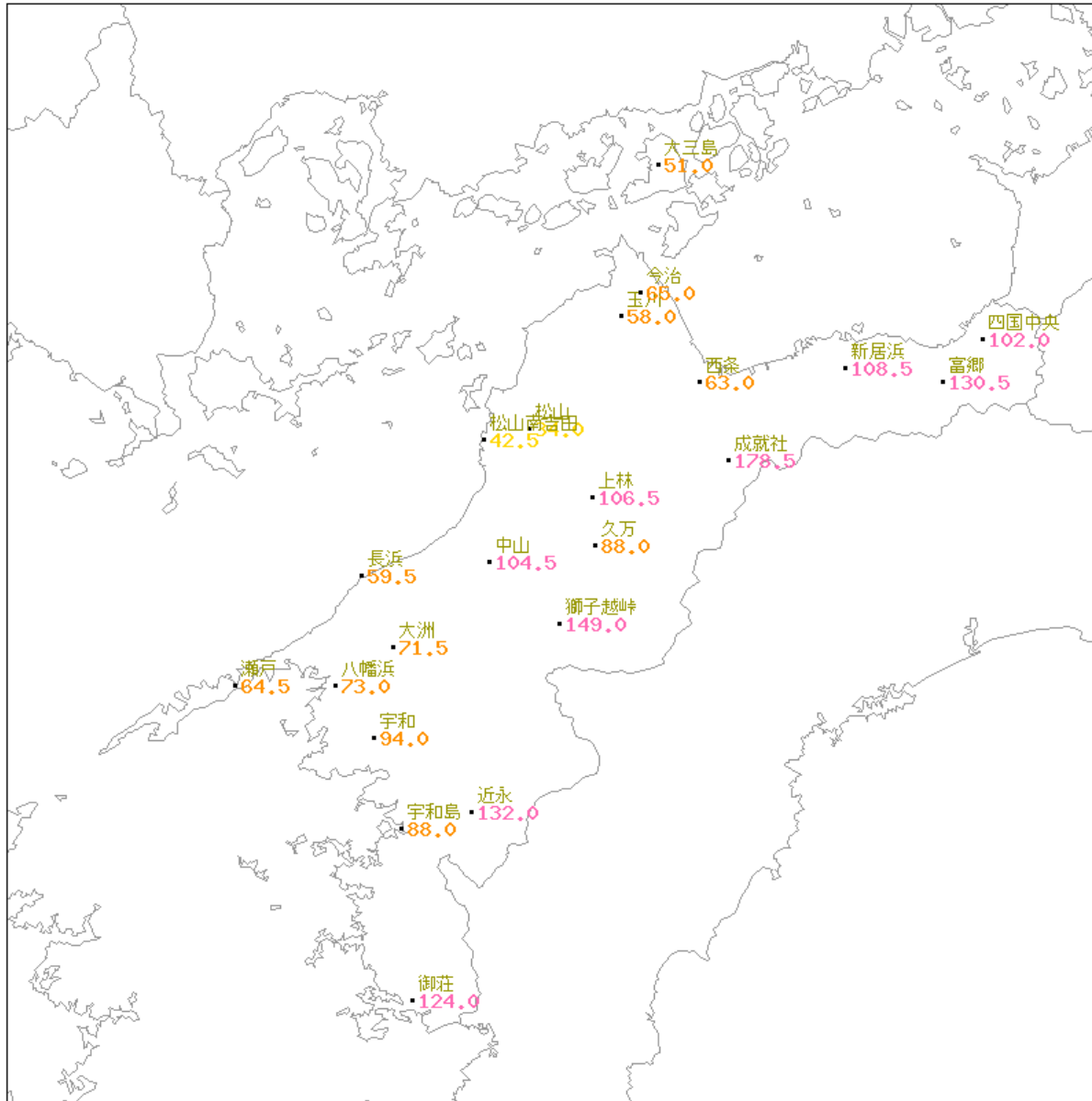
アメダス旬別値 2023年11月上旬 降水量(mm)



地点名	実況値	平年値	平年比(%)
大三島	6.5	23.8	27
玉川	14.0	28.1	50
今治	11.5	24.6	47
西条	16.0	25.9	62
新居浜	20.5	//	//
四国中央	16.5	23.5	70
富郷	32.0	30.2	106
松山	19.0	26.8	71
松山南吉田	18.0	22.1	81
上林	27.0	32.1	84
成就社	44.0	41.1	107
長浜	25.5	27.2	94
中山	31.5	32.7	96
久万	24.0	32.3	74
大洲	22.5	35.4	64
獅子越峠	45.5	37.6	121
瀬戸	16.0	32.9	49
八幡浜	34.0	31.8	107
宇和	33.5	37.5	89
宇和島	33.5	32.9	102
近永	40.0	34.1	117
御荘	14.5	39.2	37

2023年9月1日～11月10日の降水量

アメダス日別値 2023年9月1日～2023年11月10日 降水量(mm)



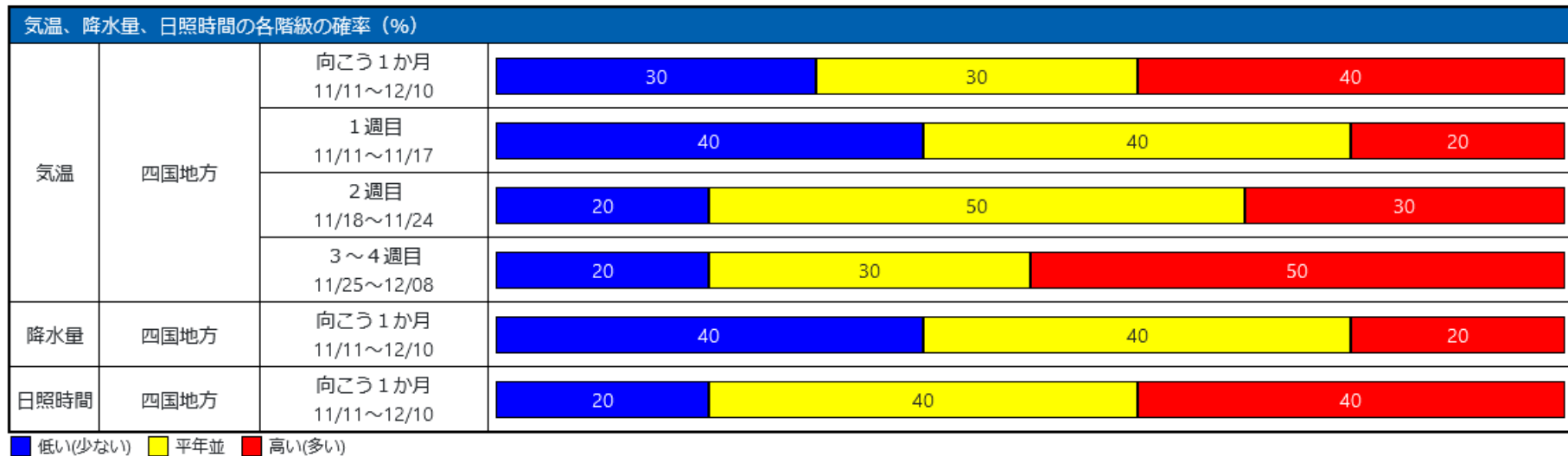
地点名	実況値	平年値	平年比(%)
大三島	51.0	253.0	20
玉川	58.0	398.2	15
今治	65.0	311.8	21
西条	63.0	405.5	16
新居浜	108.5	//	//
四国中央	102.0	396.0	26
富郷	130.5	579.0	23
松山	34.0	287.7	12
松山南吉田	42.5	280.7	15
上林	106.5	389.4	27
成就社	178.5	714.0	25
長浜	59.5	272.6	22
中山	104.5	338.8	31
久万	88.0	414.4	21
大洲	71.5	336.3	21
獅子越峠	149.0	486.9	31
瀬戸	64.5	364.2	18
八幡浜	73.0	325.5	22
宇和	94.0	358.1	26
宇和島	88.0	377.3	23
近永	132.0	481.3	27
御荘	124.0	416.6	30

今後の予想

○ 週間予報（11月15日～22日）

日付	今日 15日(水)	明日 16日(木)	明後日 17日(金)	18日(土)	19日(日)	20日(月)	21日(火)	22日(水)
愛媛県	晴時々曇 	曇後一時雨 	曇時々雨 	曇時々晴 	晴時々曇 	晴時々曇 	晴時々曇 	晴時々曇 
降水確率(%)	-/-/0/0	0/10/30/80	80	30	20	20	20	20
信頼度	-	-	-	B	A	A	A	A
松山 気温 (°C)	最高	18	19 (14~18)	14 (13~16)	18 (16~19)	19 (17~21)	21 (19~22)	21 (19~23)
	最低	-	9	8 (7~11)	8 (6~9)	10 (9~12)	12 (10~13)	11 (9~13)
向こう一週間（明日から7日先まで）の平年値								
降水量の7日間合計				最低気温		最高気温		
松山	平年並 6 - 18mm				8.7°C		17.2°C	

○ 1か月予報（11月9日発表）



県内ダムの状況及び取水制限の状況

令和5年11月15日 ※1

ダム名 (管理者)	確保 容量 (千m3) A	現在の 貯水容量 (千m3) B	貯水率 (%) B/A	貯水率の 平年比 (%) ※2	【協議会名】 渇水対応状況	
東予	柳瀬 (国交省)	69,322	41,399	59.7	72.5	【銅山川渇水調整協議会】 吉野川ダム統管理事務所、県、四国中央市、水資源機構 川之江地区土地改良区 ・10月11日から自主節水 [工水15%カット] ・11月10日から第1次取水制限 [工水25%カット]
	新宮 (水機構)					
	富郷 (水機構)					
	鹿森 (県)	856	4	0.5	1.7	
黒瀬 (県)	27,810	8,103	29.2	42.2	同上	
玉川 (県)	6,853	3,543	51.8	61.1		
台 (県)	796	450	56.8	69.8		
中予	石手川 (国交省)	6,300	3,832	60.8	70.8	【石手川渇水調整協議会】 松山河川国道事務所、県、松山市、石手川筋分水協議会 石手川北部土地改良区、四国電力(株) ・11月16日から第1次取水制限 [農業用水33.3%、かんがい5%カット] ※上水道については、地下水の状況に鑑み、当面の間、取水制限は実施しない。今後、地下水位が回復した場合は、取水制限を検討。 [11月15日0時現在 - 4.87m(平年値 - 2.85m)]
	面河 (農水省)	27,459	17,196	62.6	98.1	
南予	鹿野川 (国交省)	29,700	0	0.0	-	※生活用水・農業用水・工業用水の利用なし
	野村 (国交省)	11,900	4,131	33.9	42.6	
	須賀川 (県)	1,430	1,069	74.8	82.2	
	山財 (県)	1,797	1,247	69.6	74.2	

※1 ダムの「現在の貯水容量」「貯水率」は同日7時現在の値。

ただし、銅山川ダム群、面河ダムについては同日0時現在の値

※2 平年比とは、当日貯水率を下記期間の平年貯水率で除した値

県管理ダム：竣工後～R4（鹿森ダムのみH20～R4）、銅山川3ダム：H13～R4

石手川ダム：S48～R4、鹿野川ダム：S58～R4、野村ダム：S57～R4、面河ダム：竣工後～R4

市町の渇水対応の状況

令和5年11月15日現在

市町名	主な対策内容	対策本部等の開催	
四国中央市	・節水PR（ホームページ等）		
新居浜市	・節水PR（ホームページ等）	11/6	新居浜市 水対策情報連絡会議
松山市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への節水目標（1人1日10リットル）を提示 ・公用車で巡回放送 ・公用車に「節水」ステッカー貼付け ・市役所庁舎案内板に水源状況の表示 ・節水PR（ホームページ、SNS、庁内放送） ・公用車の洗車自粛 ・減圧給水の実施（第1段階0.2Mpa→0.15Mpa） 	10/26	松山市公営企業局 渇水対策委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への節水目標（1人1日20リットル）を提示 ※強化 ・大口使用者（100m³/月以上使用）に節水を依頼 ・節水PR（ストリートビジョン等） ※強化 	11/13	
大洲市	<ul style="list-style-type: none"> ・節水PR（ホームページ等） ・鹿野川ダムの堆砂容量内貯留水の活用に係る国への要望書の提出について（審議） 	10/24	大洲市 渇水対策本部
八幡浜市	・節水PR（ホームページ等）		
西予市	<ul style="list-style-type: none"> ・節水PR（ホームページ等） ・防災行政無線で放送 		
松野町	<ul style="list-style-type: none"> ・節水PR（ホームページ等） ・節水の呼びかけ（庁内放送） ・大口使用者に節水を依頼 		

申し合わせ（案）

現在の県内の渇水状況に鑑み、渇水対応にあたる市町とともに、県として適切に対応することにより、県民生活の安全・安心を確保するため、以下を申し合わせる。

① 渇水情報の収集・共有化を図り、渇水の深刻化を注視し、次期対応に備える。（継続）

- ・市町や関係団体との連絡を密にし、渇水に関する情報を収集し、事務局（河川課）に報告する。事務局で情報を集約し共有化を図る。

② 県庁舎及び県有施設では、節水の強化を図る。

- ・渇水対応にあたる市町にある県庁舎及び県有施設において、職員の節水を徹底するとともに、利用者への節水の呼びかけを実施する。

③ 県民への情報提供・節水の意識啓発を実施。

- ・県HPやSNS等により、県民に渇水の状況や節水の呼びかけを実施する。

令和5年11月16日

愛媛県渇水対策庁内連絡会議

【県HP】 愛媛県の湯水情報



文字サイズ [標準](#) [縮小](#) [拡大](#) 色の変更 [標準](#) [青](#) [黄](#) [黒](#) [Foreign Language](#)
🔍 分類から探す 🔍 組織から探す 📱 携帯サイト 📄 リンク集 🗺️ サイトマップ
サイト内検索 検索 ▶ サイトの使い方 ▶ 音声読み上げ



- 知事への提言
- 知事の発言集
- 知事の動き
- 知事記者会見

新型コロナウイルスに関する

知事メッセージ

平成30年7月豪雨災害に関する

知事メッセージ

伊方原発に関する

知事メッセージ

案内

県庁総合案内

重要なお知らせ

- 2023年11月6日 大洲市での林野火災発生に伴う被害状況について
- 2023年5月8日 新型コロナウイルス感染症に関する情報について
- 2022年9月26日 県庁第二別館の建替えに伴う一部所属の仮移転先等について
- 2021年8月2日 平成30年7月豪雨災害・復興に関する情報について

[一覧を見る](#) [RSS](#)

愛媛県の魅力
えひめの魅力をお伝えします!

- えひめの県産品
- 移住・交流情報
- ふるさと納税
- 愛媛の観光情報
いよ観ネット
- 愛媛の魅力発信
キャンペーン動画

安全・安心情報

- 防災・危機管理
- 道路通行規制情報
- 防災速報
- 救急医療情報
- 防災アプリ・メール
- 食の安全安心
- 原子力情報
- 被災地支援情報
- 河川・砂防情報
- 公共交通機関運行(航)状況
- 大気汚染(PM2.5等)情報

事業者向け情報(支援の窓口)

電子行政サービス(電子申請、施設予約など)

県政情報

- 条例・規則
- 県報
- 総合計画
- 職員採用情報
- 各種・資格試験
- パブリックコメント

☑️ **ピックアップ情報**

- まじめえひめプロジェクト
- CYCLING EHIME
- 愛媛百貨選

《ピックアップ情報》に追加



愛媛県の湯水情報

【県庁第一別館ロビー】 県内主要ダム貯水率一覧、節水呼びかけポスター

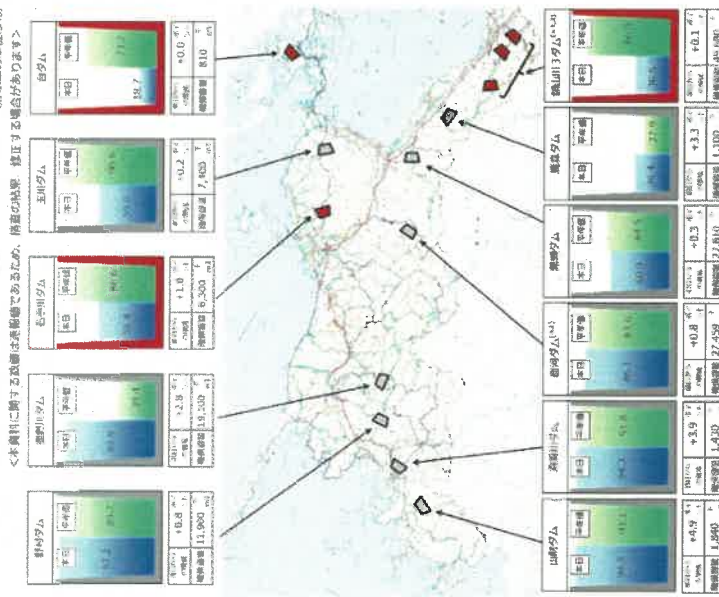


【県庁第一別館4階】 節水呼びかけポスター（電子掲示）



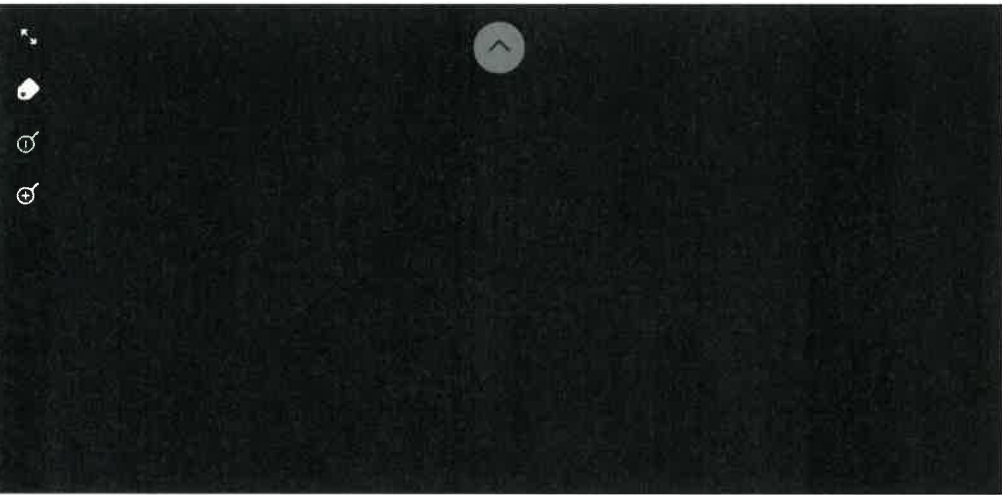
愛媛県管内主要ダム貯水率一覧

令和5年4月7日7時現在 貯水率【区域値】
(貯水率の単位は%)
【貯水率の単位は%】



■ (赤) : 貯水率 0 のダム
■ (黄) : 貯水率 10% のダム
■ (緑) : 貯水率 20% のダム
■ (青) : 貯水率 30% のダム
■ (紫) : 貯水率 40% のダム
■ (橙) : 貯水率 50% のダム

※1 銀山川3ダムは貯水率0のダム、郡内ダム、若狭川の合計です
 ※2 銀山川3ダム、志保川3ダムの貯水率は0時現在の値です



愛媛県土木部
 作成者: なかはら よしき ● 4月7日
 【愛媛県管内主要ダム貯水率一覧について】
 【愛媛県管内主要ダム貯水率一覧】 (4月7日午
 前7時現在)
 #愛媛県 #河川 #治水 #ダム #貯水率
 #節水

いいね! コメントする シェア
 関連度の高い投稿が選択されているため、フィルターにより表
 示されていないコメントがある可能性があります。

コメントを入力...



いいね! 13
 コメントする 2
 シェア



今後の庁内渇水対策の取り組み

部局	内 容
総務部	<p>各市町総務担当課に対し、庁内連絡会議での決定事項及び会議資料を共有</p> <p>本庁舎及び地方局庁舎の維持管理事業者、所管する施設入居団体等に対し、渇水対策への協力依頼文書を送付</p> <p>本庁舎において節水を啓発する放送を実施 職員に対し、節水を随時啓発</p>
企画振興部	<p>渇水に係る情報の収集及び共有</p>
観光文化スポーツ	<p>県武道館では、デジタルサイネージによる節水の呼びかけを実施。 所管県有施設等において、トイレ等に節水呼びかけの貼り紙</p>
県民環境部	<p>管理委託している自然公園の公衆便所について、節水呼びかけの張り紙を設置するよう依頼</p> <p>県内水道事業者(20市町・2事業団)の状況を随時確認し、関係課で共有 自衛隊への災害派遣要請(給水支援)に備え、現状や会議資料について情報共有</p> <p>職員及び委託業者等に対して節水の意識啓発を図る</p>
保健福祉部	<p>各地方局地域福祉課に対し、情報収集を依頼</p> <p>所管県有施設の指定管理者等に対し、一層の節水に努めるよう依頼</p>
経済労働部	<p>施設利用者、職員等への呼びかけ。トイレ、洗面等の節水依頼の掲示(全般)</p>
農林水産部	<p>渇水に係る情報の収集・共有</p> <p>部内各課室に渇水対策の実施を呼びかけ 庁舎等のトイレ、洗面等に節水啓発チラシを掲示</p>
土木部	<p>【とべ動物園】中水道(再処理水)の利用、大型プールの水替えの間隔をあける、各プールの水量減など 【総合運動公園】利用者への節水呼びかけの掲示、手洗い場、トイレ等の水圧調整 【道後公園・南レク】HPや掲示物による節水の呼びかけ 【松山観光港、三津浜港、高浜港、中島港】(渇水対策が必要な港)節水の徹底や周知を呼びかける掲示</p> <p>道路情報板による節水の呼びかけ</p> <p>HP、SNS、展示物等を通じて、渇水情報を発信</p> <p>職員への節水意識の徹底</p>
公営企業管理局	<p>県立病院等に対する渇水情報の提供・情報収集及び連絡調整</p> <p>職員等に対し、張り紙により節水を呼びかけ</p>
教育委員会	<p>渇水に係る情報の収集・共有</p> <p>(渇水地域) 所在の県立学校及び県教育委員会所管の施設での節水対策を実施</p>

愛媛県 渇水対策の流れ

渇水影響

小

■ 各利水者による渇水調整（ダムごと）

設置要件	各河川において、ダムの貯水量や関係利水者の取水量及び気象状況を踏まえて、必要に応じて開催
目的	渇水時における関係利水者間の水利使用の調整や、情報連絡を行うことを目的とする

市町渇水対策本部

〔農業用水の不足等による干ばつ対策本部は、市町、J A等が別途設置〕

■ 愛媛県渇水対策庁内連絡会議

設置要件	県内の複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障等が報告されたとき、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策を開始した場合に、気象状況を踏まえて設置
任務	渇水情報の集約・分析、渇水被害の把握、渇水対策の検討
会長	土木部河川港湾局長
委員	総務管理課長、総合政策課長、地域スポーツ課長、県民生活課長、防災危機管理課長、環境・ゼロカーボン推進課長、保健福祉課長、産業政策課長、企業立地課長、農政課長、農地整備課長、農産園芸課長、土木管理課長、水資源・ダム政策監、河川課長、公営企業管理局総務課長、発電工水課長、教育総務課長
設置実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年6月9日～平成21年8月5日 ・平成20年8月29日～平成20年10月6日 ・平成19年6月28日～平成19年7月17日 ・平成14年9月2日～平成15年4月10日 ・令和4年7月1日～令和5年5月11日 <p style="text-align: right;">（通算5回）</p>

■ 愛媛県渇水対策本部

設置要件	県内の複数の市町において生活用水の給水制限が実施された場合で、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、被害の規模、社会的影響等を考慮し、県庁一丸となって対策を講じる必要があると知事が認めたときに設置
任務	渇水情報の集約・分析、渇水被害の把握、広域的な用水確保対策の調整・指導、渇水被害を防止・軽減するための応急対策の実施
本部長	知事
副本部長	副知事
本部付	教育長、公営企業管理者
本部員	防災安全統括部長、秘書広報統括監、総務部長、企画振興部長、観光スポーツ文化部長、県民環境部長、保健福祉部長、経済労働部長、農林水産部長、土木部長、公営企業管理局長、副教育長
下部組織	地方対策本部（地方局）、幹事会（本庁関係課長）
設置実績	平成6年7月18日～平成7年7月17日 （通算1回）

渇水影響

大

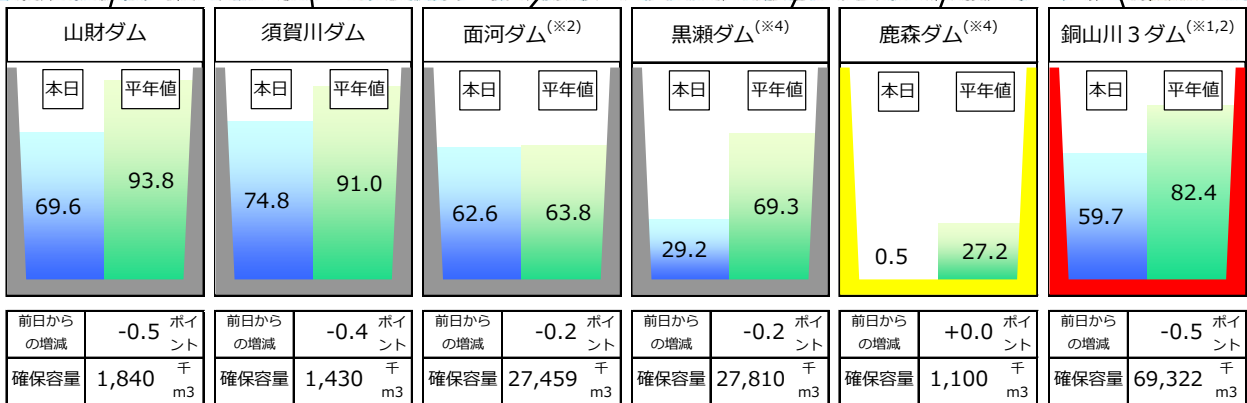
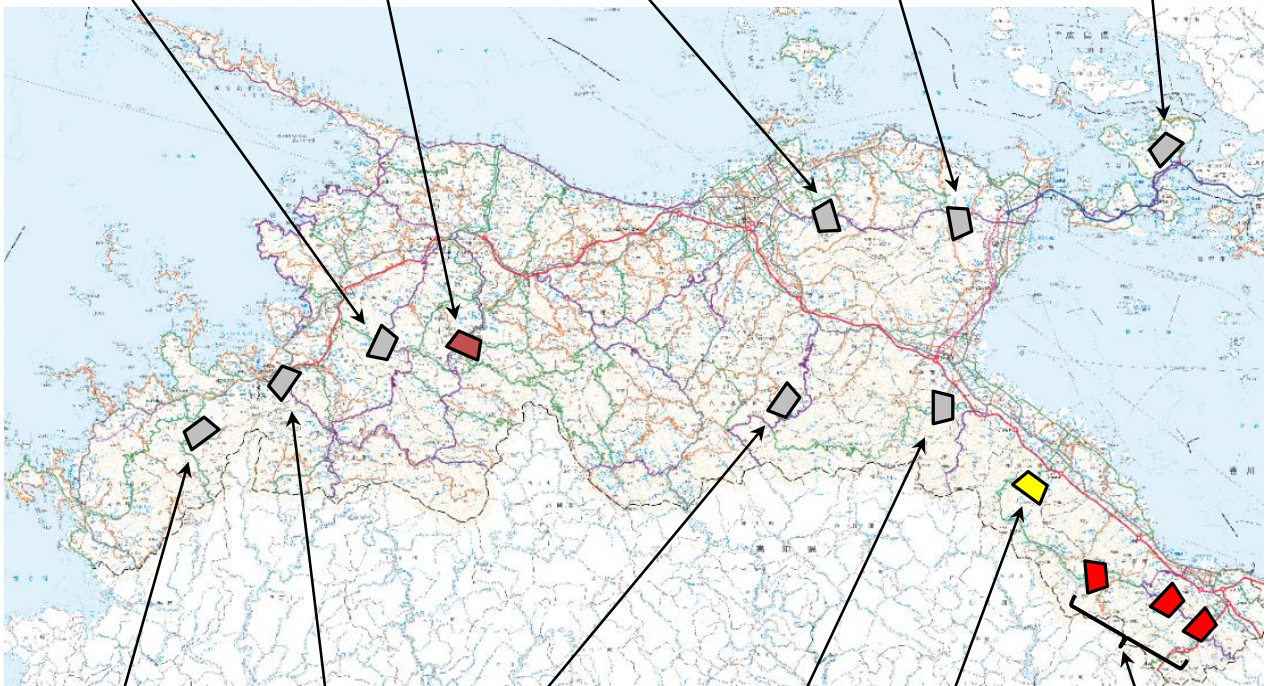
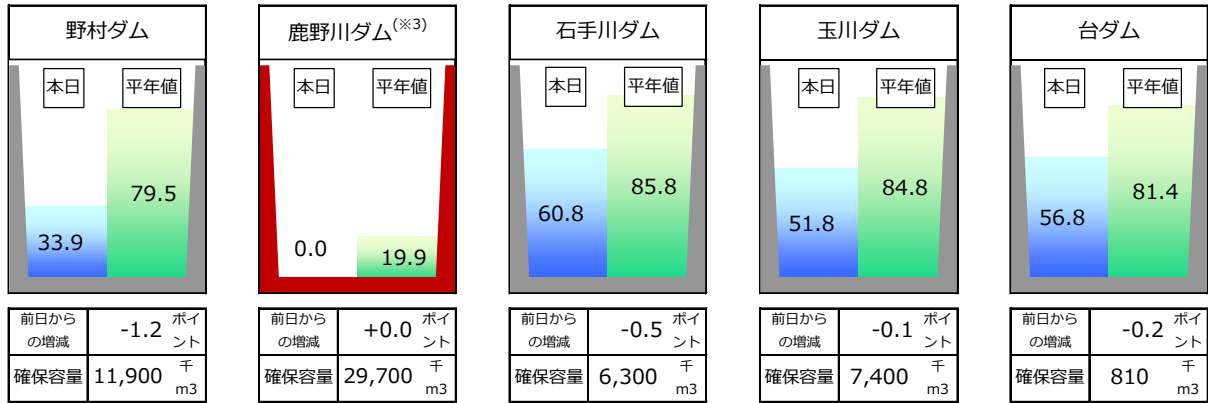
《参考》現在の渇水レベル

渇水レベル	判断基準（時期）	対処内容	体制
平 常 時	渇水が意識されないような日頃から、河川管理者・ダム設置者・各利水者（生活用水・農業用水・工業用水）の関係課は、降水量等の気象やダム貯水率等の水源データを注視し、渇水の予兆の把握に努めるものとする。		
注意体制	1 降水量の少ない状況が続き、各水源の渇水調整協議会等が開催され、又は県内の水源のいずれかで取水制限等が開始された時期	回覧板による庁内関係課間の情報共有を開始	10/26
警戒体制	2 複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障が報告された時期、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策が実施された時期	連絡会議の設置 節水PRの開始	11/16
	3 水源からの取水制限や給水制限（初期段階の程度が軽いもの）の措置が複数の市町において発生し、気象状況からある程度長期にわたって継続すると見込まれる場合	対策本部への移行を検討	
非常体制	4 給水制限（時間給水など程度の重いもの）の措置が複数の市町において発生し、県民生活や産業活動等への影響が顕著となる時期	対策本部の設置	
	5 既存の水源の枯渇が迫り、県として県民生活や産業活動等を守るための施策の積極的な実施が求められる時期	生活用水の運搬等代替水源の確保策の検討・実施	

愛媛県管内主要ダム貯水率一覧 令和5年11月15日 7時現在 貯水率【速報値】

(貯水率の単位は%)

＜本資料に関する数値は速報値であるため、精査の結果、修正する場合があります＞



- (茶) : 利水貯水量0のダム
- (赤) : 取水制限中のダム
- (黄) : 自主節水中のダム
- (灰) : 取水制限を実施していないダム

※1 銅山川3ダムは新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムの合計値です

※2 銅山川3ダム、面河ダムの貯水率は0時現在の数値です

※3 鹿野川ダムは、堆砂容量内の貯留水を放流しています

※4 鹿森ダム及び黒瀬ダムは、工事実施に伴い、貯水位を下げています



愛媛県渇水対策庁内連絡会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県渇水対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(連絡会議の設置又は解散)

第2条 県内の複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障等が報告されたとき、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策が実施された場合に、気象状況を踏まえて連絡会議を設置する。

2 連絡会議は、愛媛県渇水対策本部が設置されたとき、又は渇水解消の見通しがついたときに解散する。

3 連絡会議を設置し、又は解散したときは、会長は、直ちにその旨を委員に通知するものとする。

(任務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 渇水情報の集約及び分析
- (2) 渇水被害の把握
- (3) 渇水対策の検討
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、土木部河川港湾局長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、土木部河川港湾局河川課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総務部総務管理局総務管理課長
企画振興部政策企画局総合政策課長
観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
県民環境部県民生活局県民生活課長
県民環境部防災局防災危機管理課長
県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課長
保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
経済労働部産業雇用局産業政策課長
経済労働部産業雇用局企業立地課長
農林水産部農政企画局農政課長
農林水産部農業振興局農地整備課長
農林水産部農業振興局農産園芸課長
土木部土木管理局土木管理課長
土木部河川港湾局水資源・ダム政策監
土木部河川港湾局河川課長
公営企業管理局総務課長
公営企業管理局発電工水課長
教育委員会事務局管理部教育総務課長

愛媛県渇水対策本部要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県渇水対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(本部の設置又は解散)

第2条 異常な渇水状況に対処し、県民生活に欠くことのできない生活用水、農業用水及び工業用水の不足の実態を把握し、総合的な渇水対策を推進するため、次の場合に本部を設置する。

- (1) 県内の複数の市町において生活用水の給水制限が実施された場合で、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、被害の規模、社会的影響等を考慮し、県庁一丸となって対策を講じる必要があると知事が認めたとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

2 本部は、渇水解消の見通しがついたときに解散する。

3 本部を設置し、又は解散したときは、事務局は、直ちにその旨を関係機関に通知するものとする。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全県的な渇水情報の集約及び分析
- (2) 全県的な渇水被害の把握
- (3) 全県的な節水対策の取りまとめ及び県民、企業等への広報活動
- (4) 渇水地域に対する広域的な用水確保対策の調整及び指導
- (5) 渇水被害を防止し、又は軽減するための応急対策の実施
- (6) その他必要とする事項

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事を、本部付は教育長及び公営企業管理者を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

2 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部長が必要があると認めるときは、市町その他の機関の職員に対し、本部会議への出席を求めることができる。

(地方対策本部)

第6条 本部長が必要と認めるときは、地方局に地方対策本部を設置することができる。

2 地方対策本部は、地方本部長、地方副本部長及び地方本部員をもって組織する。

3 地方本部長は地方局長の職にある者を、地方副本部長は各地方局の地域産業振興部長、健康福祉環境部長、農林水産振興部長及び建設部長の職にある者

を、地方本部員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 地方対策本部は、本部の指示に従い、所管区域内における本部の任務に従事し、必要に応じ本部に報告するものとする。

(幹事会)

第7条 本部に別表3に掲げる職にある者により組織する幹事会を置き、本部の事務に従事させる。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、土木部河川港湾局河川課に置く。

2 地方対策本部の事務局は、地方局の地域産業振興部総務県民課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部及び地方対策本部の運営に関し必要な事項は、それぞれの本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

防災安全統括部長
秘書広報統括監
総務部長
企画振興部長
観光スポーツ文化部長
県民環境部長
保健福祉部長

経済労働部長
農林水産部長
土木部長
公営企業管理局長
副教育長

別表 2 (第 6 条関係)

地域産業振興部総務県民課長
地域産業振興部地域政策課長
健康福祉環境部企画課長
健康福祉環境部環境保全課長
農林水産振興部農業振興課長
農林水産振興部農村整備課長 (中予地方局にあつては、同部農村整備第一課長)
建設部管理課長
ダム管理事務所長
公営企業管理局発電工水管理事務所長
公営企業管理局工業用水道管理事務所長
教育事務所長

別表 3 (第 7 条関係)

総務部総務管理局総務管理課長
総務部総務管理局人事課長
総務部総務管理局市町振興課長
総務部行財政改革局財政課長
企画振興部政策企画局総合政策課長
企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室長
企画振興部政策企画局広報広聴課長
観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
県民環境部県民生活局県民生活課長
県民環境部防災局防災危機管理課長
県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課長
保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
経済労働部産業雇用局産業政策課長
経済労働部産業雇用局企業立地課長
農林水産部農政企画局農政課長
農林水産部農業振興局農地整備課長
農林水産部農業振興局農産園芸課長
土木部土木管理局土木管理課長
土木部河川港湾局水資源・ダム政策監

土木部河川港湾局河川課長
公営企業管理局総務課長
公営企業管理局発電工水課長
公営企業管理局県立病院課長
教育委員会事務局管理部教育総務課長